

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（46）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（3）への反論 その11

1、本件財務会計行為には、裁量権を逸脱又は濫用があり、違法である

被告らは、被告準備書面（3）の3～4頁で、

地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、・・・独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。

との最高裁第三小法廷判決を引用し、独立した教育委員会が行った本件採択の判断について、今治市が介入することは、制限されるとし、本件採択が「明白に合理性を欠く」、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」との今治市が判断する場合に該当しないとして、本件採択に基づく本件図書購入は、違法な財務会計行為に該当しないと主張する。

しかし、被告らの主張は、戦前及び戦中の教育制度がもたらした忌まわしい歴史への反省に基づく、教育制度改革としての三つの制度的保障の一つの「地方自治体からの教育行政の独立制度」を取り上げているに過ぎない。つまり、残りの二つの戦後教育制度（国家が一元的に教育を支配していた中央主権制度を廃した「教育の地方分権制度」、原告準備書面（37）で詳細に示した「教育委員会の任務と限界制度」）を棚に上げ、切り離している。

戦後教育の教育方針である教育基本法の立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにした『教育基本法の解説』（文部省教育法令研究会、以

下『解説書』という。126頁（証拠甲68号証）から、被告らのこの主張の欺瞞・詭弁を明らかにする。

この『解説書』は一般的な執筆者の個人的見解に基づく解説ではない。この『解説書』は、辻田文部省調査局長をはじめ多くの文部省の職員がかかわり、事実上日本政府・文部省の立法の趣旨を示した解説書である。それには、次のように述べている（131頁（証拠甲68号））。

十条第二項は、第一項の国民と教育と関係を基礎にして、教育行政の任務とその限界を定めたものである。従来教育行政官は、中央集権的な教育行政制度の運営者として、教育が国民全体に対し責任を負うという自覚に欠け、独断的傾向が強かったのである。将来においては、国民の名をかりて不当な影響が教育に介入するおそれがある。教育行政官吏は、かかる不当な支配が教育にはいらないよう、教育を守らなければならないのである。

「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」というのは、先に述べた教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって、教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだというのである。

また、憲法学者の奥平康弘氏も『憲法Ⅲ人権（2）』（芦部信喜編 第2章教育を受ける権利有斐閣 422頁）で次のように述べている。

学校教育における政治的中立性の確保という要請にふかくかかわる。ふつう、政治的中立の確保は、教師、とくに義務教育諸学校における教師に対する義務づけとして理解されている。けれども、この要請がもっともつよく向けられねばならないのは、通常「国家」という総括名称で呼ばれるところの統治機関（国会、中央および地方の教育行政機関）に対してである。この原理は、教育基本法10条の規定、「①教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」に、表現されているとおりである。これは、「国家の教育権」を制約するものとして、たんに教育基本法が定めているにとどまらず、日本国憲法自体が命じているところでもあるのである。

以上のように、教育内容に介入してはならないものは、統治機関（国会、中

央および地方の教育行政機関)である。先に戦後教育原理に基づく戦後教育制度の三つの制度、つまり、国(文部省)からの教育内容の介入を制限する「教育の地方分権制度」、地方自治体からの支配・介入を制限する「自治体からの教育委員会の独立制度」、そして、教育委員会による教育内容の介入を制限する「教育委員会の任務と限界制度」は、まさに三位一体として、位置付けられていることを端的に示している。

ところが、被告が、この三つの制度的保障の一つだけを取り出し、つまり、他の二つを切り離し、「独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく」との「自治体からの教育委員会の独立制度」を取り出し、この制度だけを根拠にすることはできない。

そもそも、この三つの制度的保障は、統治機関(国会、中央および地方の教育行政機関)による教育への不当を制限するための制度であり、「自治体からの教育委員会の独立制度」による制限を逆用し、「独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく」と教育委員会の違法な介入を合理化したり、棚に上げることは、原理の転倒であり、欺瞞・詭弁である。よって、被告らのこの主張は、失当であり、「盗人猛々しい」というはかない。

仮に、本件を最高裁第三小法廷判決に当てはめることが可能である事象の事件であるとした場合においても、被告らが犯した違憲・違法・不正(原告準備書面(36)で①～⑤)は、本件「図書等の購入が、全くの事実の基礎を欠き、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠い」ていることは明白であり、「市長ないし財務会計行為担当者に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用」がある。

つまり、本件は、まさに住民訴訟における典型的な「違法性の継承」に該当する事件である。本件図書の購入は明らかに違法な公費に支出に該当する。

また、被告らの本件図書に関する財務行為は、原告準備書面(21)及び同(23)並びに同(36)で述べたように、立憲的財務制度における財務民主主義原理からも、本件の違法な採択が直接の原因となる本件図書の購入における財務会計行為における点検・審査が不可欠な事象の事件である。

よって、被告らは、本件財務会計行為におけるこれらの措置における怠る事実がある。

結語

以上のように、被告らの主張には理由がなく、失当であり、本件図書に関する財務会計行為担当者には、本件採択の違法性について点検・審査を怠った不作為義務違反と裁量権を逸脱又は濫用があり、本件財務会計行為は、違法であり、違法な公金の支出である。

以上